

高知大学医学部附属病院肺がんセンター規則

令和7年6月24日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第8条第6項の規定に基づき、肺がんセンターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 肺がんセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍の診断に関すること。
- (2) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍の治療並びに療養の方法等の指導に関すること。
- (3) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍のセカンドオピニオンに関すること。
- (4) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍の診療に携わる医療従事者の育成及び教育に関すること。
- (5) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍に関する情報の普及に関すること。
- (6) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍に関する研究に関すること。
- (7) 肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍に関する調査、統計及び報告に関すること。
- (8) その他肺がん、胸膜中皮腫及び胸腺腫瘍に関すること。

(運営委員会)

第3条 肺がんセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、肺がんセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、病院長が別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、肺がんセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。